

一般社団法人 全日本愛鱗会

業務組織規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、本会の業務組織の基準を定め、理事会の統括のもとに本会業務の適正かつ円滑な遂行に必要な組織を整えることを目的とする。

(機 関)

第 2 条 本会に次に掲げる局・部及び委員会をおき、その設置及び廃止は理事会が行う。

総務局	総務部
事業局	品評会事業部
国際局	国際部
出版局	出版部
技術局	飼育魚病研究部
鑑賞局	鑑賞審査部
常任委員会	財務委員会

2. 部及び委員会は、理事会の諮問に答え、又は理事会に意見を述べることができる。

ただし、担任業務について特に理事会からの付託があった場合においては、業務に関して議決し、又は業務を遂行することができる。

(部及び委員会の分掌業務)

第 3 条 部及び委員会の業務は次のとおりとする。

総 務 部

会の組織・運営に関する事項、広報及び錦鯉を通じての社会奉仕に関する事項、他の局・部に属しない事項

品評会事業部

品評会の運営に関する事項、国際錦鯉品評会の指導

国 際 部

国外会員の指導に関する事項、国際交流に関する事項、外国における錦鯉の普及に関する事項

出 版 部

出版にかかわる企画・運営、出版物に対する提案及び意見の調整、日鱗レポーターに関する事項

飼育魚病研究部

飼育技術及び魚病の研究、関係講演会の開催、魚病対策委員会に関する事項

鑑賞審査部

審査研修及び鑑賞の指導に関する事項

財務委員会

財務に関する事項

(局・部及び委員会の長)

第4条 局の長は局長とし、副会長・専務理事・常務理事又は特に経験を有する理事の中から会長が委嘱する。

2. 部の長は部長とし、理事、支部長又は公認審査員の中から会長が委嘱する。
3. 委員会の長は委員長とし、副会長・専務理事・常務理事又は特に経験を有する理事の中から会長が委嘱する。

(長の職務)

第5条 局長は局に属する部の業務を統括し、部長及び委員長は会議の議長となり、部又は委員会の業務を統括する。

2. 部長又は委員長が必要と認める場合は、部に副部長を、委員会に副委員長をおくことができる。

(局・部及び委員会の構成)

第6条 局は局長及び複数の部によって構成する。

2. 部は部長及び部員により、委員会は委員長及び委員によって構成する

(部員及び委員)

第7条 部員及び委員は、次に掲げる者の中から各部・各委員会の業務に応じて適任と認められるものを、理事会の議を経て会長が委嘱する。

- (1) 鑑賞局に属する部の外の部員は、本部会員及び運営上特に必要と認める者
- (2) 鑑賞局に属する部の部員は公認審査員
- (3) 委員は、本部役員・支部長又は公認審査員（名誉公認審査員を含む）

(員 数)

第8条 部員及び委員の数は10名程度とし、部長又は委員長の裁量によるものとする。

ただし、鑑賞局に属する部及び国際部の員数はこの限りでない。

(任 期)

第9条 局・部及び委員会の構成員の任期は2年とする。

2. 構成員の変更により委嘱された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第10条 定期会議は会長が招集し、定期会議の外の会議は部長又は委員長が招集する。

2. 部長又は委員長が不在のときは、部員又は委員がその都度互選によって議長を選出するものとする。
3. 鑑賞局に属する部の外の部会は、毎年1回定期会議を開催するとともに、必要に応じて部会を開催することができる。
4. 鑑賞局に属する部会及び委員会は、部長又は委員長が必要と認めたときに開催する。
5. 局長は、局に属する部会に出席し、意見を述べることができる。
6. 会長・副会長及び専務理事は、いずれの会議にも出席することができる。

(部と委員会との関係)

第11条 部と委員会との間に同種の分担事項が生じた場合には、委員会が優先して
担任するものとする。

(部及び委員会の庶務)

第12条 部及び委員会の庶務は、各局・各委員会に事務局職員が分担する。

(委 任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定める。

附 則

1. この規程は、平成4年5月17日より施行する。

附 則

1. この規程は、平成8年6月30日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年6月17日改正し、即日施行する。